

## 令和2年度法人会費納入についてのお願い

単位：円

自動振替を希望されている方は、令和2年4月13日に振替させていただきますのでご準備いただきますようお願い申し上げます。それ以外の方は請求書を送らせていただきますので、当会指定の口座へ振込みの方法で納入をお願いいたします。なお、振込手数料は貴社でご負担ください。領収書が必要な方は事務局へお申し付けください。また、会費の納入につきましては、原則として預金口座振替の方法でお願いしていますので、手続きがお済でない方は事務局へご連絡いただければ振替用紙をお送りいたします。

法人会費は右表のとおりですので「預金口座自動振替のご案内はがき」の送付は省略させていただきます。振替金額等にご不明な点のある方は事務局までご連絡ください。（会費に消費税はかかりません。）

項	資本金及び出資金	年額
1	500万円未満の法人	4,000
2	500万円以上 1,000万円未満の法人	5,000
3	1,000万円以上 3,000万円未満の法人	7,000
4	3,000万円以上 5,000万円未満の法人	10,000
5	5,000万円以上 10,000万円未満の法人	20,000
6	10,000万円以上の法人	30,000
7	支店法人については資本金にかかわらず年額4,000円とする。	
8	関係会社(子会社)で代表者・事務所所在地等が同一のものは、年額2,000円とする。	
9	公益法人・特殊法人は年額4,000円とする。	
10	賛助会員は年額4,000円とする。	